

三、JASRAC のトップとの会合

1. 担当者との交渉は限界に

私は、この連盟の著作権フリーの効果を、著作権協会の担当者に告げた。

特に地方の経営者の多くから、著作権料を支払えないので、連盟の著作権フリー曲及び英国などで多く発売されている最近のダンス曲（JASRAC が管理していないフリー曲）で営業をしたい、と申し出る者が多いことを伝えた。

始めは、それ程重要に考えていなかった JASRAC の担当者も、数回の交渉の後、「連盟の著作権フリー C.D. の製作を止めてくれませんか？」という様に、その重大さに気付いてきたのである。当初は、助川氏の手紙を見せて「著作権フリー曲の使用など出来ない」と高を括っていた担当者が…である。

当然、私も「我々の権利と、不利益からの逃避の為に止めるわけには行きません。」「若し、どうしても我々との交渉の場に付いてくれないのであれば、『著作権料不払い』が全国的な運動になるかも…」と迄宣言したのである。

実際に、余りにも JASRAC が強気で譲らないのであれば、1～2 年の間、全国的に著作権フリー曲のみで営業し、（無論、賛成者のみ）著作権料を支払わない状況に追い込み、マスコミを巻き込んで、JASRAC の無体な要求を公表すべし、との声も上がっていた。（ダンス教授所からの著作権料は約 1 億円）

アメリカや英国、その他の国の協会と話し合い、各国が連盟同様に各自で著作権フリー CD を作製し、互いに 1,000 枚でも 2,000 枚でも販売しあえば、各国の協会の利益にもなるし、連帯感、特に互いの著作権協会からの干渉から逃れられることも出来る。1 年間に 10 枚以上の新しい CD が世界中のダンス界で発売されれば充分であろう。

その内、一般の音楽製作会社と提携し「著作権フリーのダンス C.D.」を作製するならば、現在日本では殆んど発売されていない、本格的なダンス音楽の C.D. が市場に出回るであろう。ダンスには良い音楽が必要である。

各国の協会と協力関係を結べば、商売になると気が付けば、コンピューターだけでない、ミュージシャンの演奏した C.D が可能になると思った。

我々が、その様な決意をした頃、担当者に話を聞いてみた。

「名古屋やその他の地方で、支局長やその他の上の人に、各県で JASRAC と交渉して取り纏めるから、それまでは支払わない様に、と言われていた人達も多いので、何とか遡及期間の料金を少し安くしてもらえないか？」と話してみたが、「昭和 46 年当時から使用料を支払っている人もいるのだから（私もその一人であるが！）その人達と釣り合いがとれなくなるから駄目だ。」との事。

「何故、バレエやジャズダンスその他のダンスからは著作権料をとらなかつ

たのですか」と質したところ「これから徴収する」との返答があった。

私も食い下がった「では、我々は昭和46年から著作権料を支払ってきているのに、当時からバレエやジャズダンスなどには請求してなかった。即ち、業界内の釣り合いだけで、他の業界との釣り合いはどうでもよいと言うのですか」との問い掛けには、何も返答が返ってこなかったのである。

「連盟として関与できるのは、今後の問題であり、仮に最大限譲っても、平成12年以後の認定教室として財団の組織に入って以後だと認識している。」

「税金でも5年以上に遡っては請求できないと聞くが、名古屋では、纏めて数百万円の支払いを求め、その他の支払ってこなかった教室（全国で約4割程度が今迄支払いを躊躇していた）に今すぐこの料金で契約しないとこの様に高価な請求をすることになるぞ！との脅迫じみた文書を送り届けている。」

「余りにも、非情な要求をするならば、何時まで経っても両者が納得出来る様な話し合いは出来ないのではないか？」と私からJASRACの上役の方の意見を聴取してもらうことを提案した。

6月度の連盟理事会で「財団が窓口になって著作権協会と交渉する」ことが議決された。

それまで、両者共に譲らなかった「過去の遡及期間の支払い、著作権等管理事業法の第23条第2項の定めによる協議」等は一時棚上げして両者のトップ会談を行うことが同意された。

2. トップ会談で解決への模索

平成16年11月25日、JASRAC本社にて、JASRAC側は吉田理事長以下、加藤、泉川、角山常務理事3名、他2名、川内、近藤、城井の民主党議員3名、連盟から三角会長、齋野専務理事、そして私の3名であった。

三角会長は文部省時代に吉田理事長の先輩に当たるとのことで、会談は予想していたものより遥かに友好的なものであった。

会談では、特別に決定したものはなかったが、連盟としてはダンス界が一致して法律を守り、協力体制をとること。著作権協会も未だ加入していない教授所の受け入れと、名古屋の教室に対しても出来るだけ柔軟に対処すること、等が話し合われ、後日に互いの担当者が折衝することとなった。

その後、12月25日に篠田と加邊課長とで公益活動の著作権料の話し合いや、新規に音楽著作権料を支払う教授所の料金などが話し合われたが、連盟としては、未だ競技会の料金やサークル活動、公益事業など重要事項の料金設定があり、急いで協議の内容を決める必要はなかったのである。

私の考えでは、現在支払っている教室は、そのまま現料金で支払えば良い。

支払っていない教室は、今後決められる（両者が納得出来る）料金（過去

の遡及期間×決まった料金)で支払うか、それが納得出来なければ著作権フリーCD曲で営業することになる。それ迄は「著作権フリーCD」で営業。

他の団体(エアロビクス、ジャズ・ダンスなど)との交渉経過を見ながら最終的な態度を決定すれば良いと思っていた。

即ち、連盟の方から急ぐ必要性は全然無いことは明らかであった。

その後、私は数回しかJASRACには行かなかったが、金額・その他の条件については、以前よりハードルが低くなったと感じた。

即ち、交渉は連盟に有利に運んでいると感じた。しかし…。

私は今後の折衝も連盟が行うべきだと主張したが、NDLSが「自分達に担当させて欲しい」と発言し始め、専務も副会長がNDLSの会長を兼任していた為か「財団はプロだけでなく、アマチュアも包含しているのだからプロの組織に任せた方が良いのでは」と、それまで一度もJASRACとの会合に顔も見せなかったNDLSに交渉権を渡してしまったのである。

私は、教授所だけでなく、公益事業としての音楽著作権の問題もあるし、又競技会やサークル活動、子供のダンスなども関連するので反対したが、力不足であった。

それ迄の交渉経過を知らない者に変わる等、最悪の決定であった。

私は、既にやる気を失っていた。今まで書き渋っていたのも「著作権料金」なんてどうなっても良い、と半分は思っていたからであった。

NDLSは、交渉の問題点も認識していないし、一番心配していた事は、連盟が製作している「著作権フリーCD」に対し、中間法人(NDLS)が傘下の組織に対し販売の協力をしないように働きかけていたのが問題でもあった。

JASRACとの間が、完全に解決できれば、必要無くなるかもしれないが、高額な著作権料、相手の言うがままの値上げ等、これからも難題が持ち上がる可能性は大いに残っていると言わねばなるまい。それをダンス界の為に強く発言出来る者がいるのだろうか？

当時、私は原点に戻って、全国のダンス教授所を一律、月額3,000円に戻すことを提案していた。当然JASRACの弱い所を突いてである。

昨年(15年)10月25日付けで、財団の認定教室宛に送られてきた通知に、「音楽著作権に関しては、社団法人日本音楽著作権協会がその管理事業者となっております。」とあるが、同法の改正で、その後増えて9社の音楽著作権管理事業者が出現、その管理事業者が権利を保持する楽曲を使用した場合は、JASRACと同様、各社に音楽著作権料を支払う可能性もあるとの事。

そこで、一つの案として原点に戻り、必ずしも支払う必要が無かった昭和45年頃の料金、3,000円の月額で、団体契約で20%、そこから前払いで10%

引きの合計28%を引くと、2,160円となる。連盟の認定教室からアンケートを取ったが、この値段だったら殆どの認定教室のオーナーは受け入れるのに躊躇しないと思った。ダンス界のミスでもあるスタート時点に戻ろうとの提案！

それを、JASRACは、新料金表（別表 8. 業種 8）として、次の様な使用料を作製、提示してきたのである。

連盟は、絶対に「ノー」と言った筈であったが、若しこれをNDLSが認めたのならば、許せないではないか。

次に、その別表 ⑧(業種 8)を提示してみよう。

別表 8（業種 8） 社交ダンス教授所の年間著作権使用料

ダンス教師の数	30分間の教授料	月額使用料	20%引き	団体前納料金(28%)
1人～3人	1,000円まで	3,000円	28,800円	25,920円
	2,000円まで	4,500円	43,200円	38,880円
	3,000円まで	6,000円	57,600円	51,840円
	4,000円まで	7,500円	72,000円	64,800円
	5,000円まで	9,000円	86,400円	77,760円
4人～6人	1,000円まで	5,000円	48,000円	43,200円
	2,000円まで	7,500円	72,000円	64,800円
	3,000円まで	10,000円	96,000円	86,400円
	4,000円まで	12,500円	120,000円	108,000円
	5,000円まで	15,000円	144,000円	129,600円
7人～9人	1,000円まで	7,000円	67,200円	60,480円
	2,000円まで	10,500円	100,800円	90,720円
	3,000円まで	14,000円	134,400円	120,960円
	4,000円まで	17,500円	168,000円	151,200円
	5,000円まで	21,000円	201,600円	181,440円
10人～12人	1,000円まで	10,000円	96,000円	86,400円
	2,000円まで	15,000円	144,000円	129,600円
	3,000円まで	20,000円	192,000円	172,800円
	4,000円まで	25,000円	240,000円	216,000円
	5,000円まで	30,000円	288,000円	259,200円

年間使用料は、教師の人数、30分間の教授料による月額使用料に、団体割引20%引きの料金から、年間前納割引として10%を引いた料金となっている。即ち…

月額料金×12(カ月)×0.8(20%引き)×0.9が年間使用料となっている。この団体・前納割引は当初から決まっていたものでNDLSが得た権利ではない。

①ダンス教師の数が12人を超える場合の使用料は、教師の数が3人までを超えるごとに「10人～12人」の場合の使用料に、「1人～3人」の場合の使用料を加算した額とする

②30分間の教授料が5,000円を超える場合の使用料は、1,000円を超えるごとに、「5,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の50%を加算した額とする。

使用料規定別表8の1の運用基準

(1) 教授料

使用料規定別表8に定める「30分間の教授料」は、各施設が顧客に提示しているすべてのレッスン料金(30分換算額)の単純平均とする。

(2) 教師数

使用料規定別表8に定める「ダンス教師の数」は、下記のとおりとする。

①ダンス教授のために勤務する者であって、かつ、ダンス教授に対する対価(名目の如何を問わない)を徴収する者を対象とする。

②上記①に該当する者で、一日の勤務時間を問わず週4日以上勤務する者についてはその人数を1人と、週3日以内勤務する者については、0.5人として算定し、それぞれを合算した人数を「教師数」とする。なお、1人に満たない端数が出た場合は、切り上げとする。

この一方的なJASRACの提案(と言うより規定の押しつけ)をNDLSは何も言わずに飲んでしまったのだろうか? 交渉はあったのであろうか?

JASRACは恐らくほくそ笑んでいたことであろう。

私は、NDLSに教授所の著作権料の徴収を任せても、連盟の認定教室と、NDLSの教授所とは対等に扱って欲しいとの注文を出した。「風適法」の時もそうだったが、いざ、權益を握ると自分達の組織・自らの地位の保全を策し、勝手な事を始め、風適法の改正の反対が、全ダ連の会長から起きた苦い経験があったからであった。案の定、後述する様な事件が発生した。

私は「別表8」の使用料は当然の事ながら反対であった。JASRAC側は、早期に、問題の解決を願っていたが、我々は名古屋の7軒の遡及料金を少しでも安くすること以外は、長期戦を覚悟していたのである。

- ◎ 仮に、演奏権の侵害行為に該当するものであったとしても、使用料規定の内容や、両者間の交渉の経緯からみても権利濫用であり、両者が納得出来る使用料金への増額でなければ許されない筈である。
- ◎ 著作権法附則第 14 条、「適法に録音された音楽著作物の演奏の再生については、公衆送信に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で、政令で定めるものにおいて行われるものを除き、当分の間、旧法第 30 条第 1 項第 8 号、第 2 項、第 39 条の規定は、なおその効力を有する」
(喫茶店その他、客に音楽を鑑賞させる営業。キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他。演劇、演芸、舞踊など芸能を客に見せる事業) に該当するものでないから演奏権の侵害にならない。(その中の第 2 号にダンス教授所が入れられたのである。「客にダンスをさせる営業ではない」にも関わらず)

我々の主張の根拠は、連盟の認定教室の会員から得たアンケート調査による声を、この音楽著作権料に反映させることであり、これから始めねばならぬ競技会で使用する使用料、パーティや公民館活動・学校教育での使用料等重要な案件が残されていたのである。

これらの問題点を JASRAC 側と議論することは NDLS には無理である事は最初から判明していた事であった。

NDLS が、自分たちの組織を拡大する為に「著作権料の徴収」を利用することは目を瞑る事は出来ても、ダンス界全体の不利益に繋がる JASRAC との折衝まで任せることには大きな疑問を持った。と同時にこの最重要案件を他に任せてしまった連盟の副会長・専務理事に失望するだけでなく、私が常務理事・資格審議委員長に在籍する意味合いも失われて、やる気も無くなっていったのであった。

私は、この自叙伝の最初に書いた通り、記録を残すことを主眼にして書いてきたので、ここで止めることは出来ないが、若い将来を担う選手やダンス経営者の方達は、何が業界の為に必要か？若い人が表に立ってダンス界を牽引して行くことの重要性に気付いて戴きたいと思って書いている。

次回は、当時の認定教室会員から集めたアンケート調査の結果と内容を掲載する事にしたい。

連盟が如何に公益財団を取得しても、会員や業界の為に外部と闘わない限り何時か必ず「元の競技連盟時代の方が良かった」との声が起きるであろう。